

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 28    | 罹災証明書の交付に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、罹災証明書の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県結城市長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 雇災証明書の交付に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 災害対策基本法に基づき、雇災証明書の交付に関する事務を行う。(サービス検索・電子申請機能での受理を含む)        |
| ③システムの名称                 | 茨城県被災者生活再建支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム                     |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 雇災証明書交付ファイル              |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表55項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定      |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 企画財務部 税務課   |
| ②所属長の役職名                 | 税務課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 企画財務部 税務課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111                    |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 企画財務部 税務課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111                    |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月23日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月23日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |           | [ <input type="radio"/> ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |           | [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |           | [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |
|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 人手を介在させる作業はない</span>             |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か   | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   |   |
| 9. 監査   |   |
| 実施の有無   | <input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |   |
| 従業員に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span> |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   | 特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、毎年度教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては受講の勧奨を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内や他市町村で漏えい等の事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                             | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和6年2月27日 | 表紙<br>公表日                      | 令和5年3月10日   | 令和6年3月15日   | 事後   |           |
| 令和6年2月27日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数           | 令和5年3月6日 時点   | 令和6年3月11日 時点  | 事後   |           |
| 令和6年2月27日 | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数           | 令和5年3月6日 時点   | 令和6年3月11日 時点  | 事後   |           |
| 令和6年2月27日 | Ⅰ 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを       | 茨城県被災者生活再建支援システム、サービス検索・電子申請機能                                | 茨城県被災者生活再建支援システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム                     | 事後   |           |
| 令和7年3月7日  | 表紙<br>公表日                      | 令和6年3月15日   | 令和7年3月14日   | 事後   | 時点修正      |
| 令和7年3月7日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数           | 令和6年3月11日 時点  | 令和7年3月7日 時点   | 事後   | 時点修正      |
| 令和7年3月7日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数           | 令和6年3月11日 時点  | 令和7年3月7日 時点   | 事後   | 時点修正      |
| 令和7年3月7日  | Ⅰ 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表36の2項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表55項 | 事後   | 内容の見直し    |
| 令和8年2月23日 | 表紙<br>公表日                      | 令和7年3月14日   | 令和8年3月2日  | 事前   | 時点修正      |
| 令和8年2月23日 | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数           | 令和7年3月7日 時点   | 令和8年2月23日 時点  | 事前   | 時点修正      |
| 令和8年2月23日 | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数           | 令和7年3月7日 時点   | 令和8年2月23日 時点  | 事前   | 時点修正      |